


昭島市家庭用防犯機器購入費補助金交付事業 Q&A

Q1 申請方法と申請期間はいつですか

A. 下記の方法で申請してください。

窓口	市役所1階 防災安全課地域安全係へ (市立会館や出張所等では申請できません)	令和9年2月1日(月)午後5時まで (土、日、祝日及び平日の正午から午後1時を除く)
郵送	〒196-8511 昭島市役所 総務部防災安全課地域安全係へ (住所を記載しなくても大丈夫です)	令和9年2月1日(月)当日消印まで
電子	市ホームページ内の専用フォーム または右のQRコードから 	令和9年2月1日(月)まで

※申請内容を確認後、指定された指定された口座へ補助金を振り込みます。

また、補助金申請が集中した場合は、補助金の振り込みまで2か月以上かかる場合があります。

※電子申請の場合の必要書類の提出については、携帯カメラなどで写真を撮り添付をお願いします。

Q2. 補助金交付対象年月日について

A. 令和8年4月1日以降に購入した防犯機器が補助対象となります。

※領収書の日付けが令和8年4月1日以降のものに限ります。

Q3. 申請時に必要な書類とはどのようなものになりますか

A. ①令和8年度昭島市家庭用防犯機器購入費補助金交付申請書兼請求書

②本人の氏名や住所が確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード(表面)健康保険証等)の写し
※診察券やポイントカード、メンバーズカードなどは「本人が確認できる」書類にはなりません。

③「領収書」や「レシート」(宛名、品名、購入日、領収金額、販売店等の名称・住所が記載されているもの)

④補助金の振込先となる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一名義のもの)

※「適格請求書」は、領収書の代わりにはなりません。

※銀行などの「振込明細書」等は領収書の代わりにはなりません。

Q4. 代理申請は可能ですか

A. 親族など身内の方が申請することは可能ですが、委任状の提出をお願いします。

なお、事業者等(設置業者)が代理で申請することはできません、申請書兼請求書や提出書類に個人情報の提出をお願いする必要があるためです。

※補助金の支給は個人の口座へ振り込みとなるため、他の方が口座を使い不正を防止するため

Q5. 期間中に何回も申請できますか

A. 補助申請期間中、1世帯につき1回限りです。なお、2世帯住宅の場合は、世帯ごとに申請が可能です。

Q6. 補助金額はいくらですか

A. 令和7年度に同補助の交付を受けていない方は、補助上限額3万円(購入費用が3万円以下は実費額補助)

令和7年度に同補助の交付を受けた方は、補助上限額2万円(購入費用が2万円以下は実費額補助)

Q7. 購入時に割引やポイント利用をした場合、補助対象になりますか

A. 割引やポイントを使っての購入は問題ありませんが、**割引及びポイントで支払った額を差し引いて**実際に支払った金額が補助対象額となりますので、その支払額で申請してください。

Q8. 市外の販売店舗や通信通販(インターネット)で購入しても補助対象になりますか

A. 市外の販売店舗や通信販売で購入した防犯機器も補助対象となります。

※譲渡・転売目的で購入した場合は補助対象外です。

Q9. リースなどで設置した防犯機器も補助対象になりますか

A. リース契約した防犯機器は補助対象外です。

また、電気代などのランニングコストや**移設・撤去費用・配送料・見積りに係る費用も補助対象外**です。

Q10. 防犯カメラなどを購入した際に発生する「送料」は補助対象になりますか

A. 送料は補助対象外です。

Q11. 自分や知り合いが設置しても補助対象になりますか

A. 設置費は、専門業者が設置したものに限り補助となります。

Q12. 店舗や事務所(事業所)への設置について

- A. 店舗や事務所(事業所)への設置は補助対象外となります。
店舗や事務所を住宅と併設しており、入口が住宅(自宅)の玄関を兼ねている場合は補助対象となります。

Q13. 防犯カメラを屋内(部屋の中など)につけた場合対象となりますか

- A. 今回の補助事業は、住宅への侵入盗被害(強盗や空き巣)防止を目的としているため、防犯カメラの屋内への設置は補助対象外です。(ペットの見守りなどで設置される場合も考えられるため)

Q14. 共同住宅や賃貸住宅について

- A. 共同住宅や賃貸住宅にお住まいの方も補助申請はできますが、設置工事等が伴う場合は建物の所有者や管理者などに必ず許可を得てください。また、防犯カメラを設置する場合は、隣人の方の玄関などが映らないようにするなど近隣住民のプライバシーに十分配慮する様をお願いします。
住民(隣人の方)が撮影範囲に入る可能性がある場合は、必ず設置することを伝えて許可を得てください。

Q15. 共同住宅の管理組合等がマンションのエントランス・自転車置場などの共有部分に設置する場合。

- A. この補助事業は、個人(世帯)が対象となるため、管理組合や賃貸住宅の所有者からの申請は補助対象外です。

Q16. 居住していない住宅(別の住宅の住んでいる)に設置しても補助の対象になりますか。

- A. 申請者が居住している住宅に設置する防犯機器が対象となります。

Q17. 補助対象となる具体的な防犯機器は

A.

補助対象となる防犯機器(一例)	家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン、センサー付きライト、センサーアラーム、防犯ガラス、防犯フィルム、面格子、防犯性の高い鍵・補助鍵、サムターンカバー及びロックカバー、防犯砂利、ダミーカメラ、その他侵入盗被害防止に有効と認めるもの
補助対象とならない防犯機器(一例)	防犯ブザー、催涙スプレー、護身用グッズ、自動通話録音機、木刀など(武器などの一種となり、防犯機器等ではないため) ※個人間(フリーマーケット)等で購入したもの ※東京都などから補助金や助成金の交付を受けるもの

※ご不明な場合は、防災安全課地域安全係(042-544-5111内線2184・2185)までお問い合わせください。

Q18. 防犯機器を中古品で購入しても補助対象になりますか

- A. 住宅への侵入盗被害防止に有効な機器であれば補助対象となります。
ただし、個人間での購入(フリーマーケット等)したものは補助対象外です。

Q19. 新築工事やリフォーム工事中に取付けた防犯機器は補助対象になりますか

- A. 防犯機器の購入や設置にかかった金額が明確に分かる領収書がある場合は、補助対象となる場合がありますので、防災安全課地域安全係(042-544-5111内線2184・2185)までお問い合わせください。

Q20. 購入した防犯器機が壊れてしまった場合、修理及び買換えの費用は補助対象になりますか

- A. 令和8年度に実施した補助金で購入した場合、申請は1世帯につき1回限りとなるため、補助対象外となります。

Q21. 購入した際に加入する「延長保証なども補助対象になりますか。

- A. 延長保証などは補助対象外です。

Q22. 取り替えた防犯カメラなどの「処分費」は補助対象になりますか?

- A. 処分費は補助対象外です。

Q23. 申請書兼請求書はどこに置いてありますか

- A. 下記の市の施設や防犯機器取扱いのある店舗等にあります。

【配布場所】

☆昭島市役所1階 防災安全課地域安全係 ☆イーストテラス・サブスリー ☆松原町コミュニティセンター ☆勤労商工市民センター ☆各高齢者福祉センター ☆児童センター(ぱれっと) ☆環境コミュニケーションセンター ☆水道部 ☆各市立会館 ☆総合スポーツセンター ☆FOSTERホール(市民会館)・公民館(改修中の為12月1日から配布予定) ☆アキシマエンス国際交流教養文化棟
☆市内のホームセンターや家電量販店等にもご用意いたします。(市ホームページをご参照ください。)

※申請書兼請求書は、市のホームページからもダウンロード可能です。